

5 水 港 第 9 4 号
令和 5 年 4 月 1 1 日

行政文書開示決定通知書

渡部、友一郎 様

水産庁長官 神谷 崇

令和5年3月10日付け（3月13日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 請求のあった行政文書の名称等

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案（農林水産省）（令和5年3月10日閣議決定）に関連して、内閣法制局に提出された行政文書（①法律案、②理由、③新旧対照条文、④用例集、⑤内閣法制局説明資料）のうち⑤内閣法制局説明資料

具体的な開示する行政文書：
漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案 説明資料

2 不開示とした部分とその理由
別紙のとおり。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水産庁長官に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施方法により、開示の実施を受けられますが、開示請求書に希望する開示の実施方法をご記入されなかった場合も含め、下表に記載した方法により開示を受けられます。
なお、一つの行政文書に複数の種類がある場合は、文書ごとに異なる開示の実施方法も選択できます。

・開示の実施方法別の開示実施手数料算定例（太枠の中の金額がご負担額になります。）

<紙媒体の行政文書>

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の 実施を受けた場合の基本額	行政文書全体について開示の 実施を受けた場合の開示実施 手数料 (基本額-300円)
総枚数 97 枚 (うち、カラー1枚)	①閲覧	100枚までにつき 100円	100円	0円
	②複写機により複写した ものの交付	白黒で複写 1枚につき10円	960円(注)	660円
		カラーページはカラーで 複写 1枚につき20円	20円(注)	0円